じっきょう
商業教育資料 No. 106 通巻394号

商業教育の原点

――史実とプライド――

専修大学大学院教授・一橋大学名誉教授　安藤　英義

Ⅰ．はじめに

周知のとおり，商業高校および商業科を設置（併設）する高校の減少が続いている。これらの高校への進学希望者が減っているからであるが，この背景に大学進学率の上昇による普通科志望の増加がある。進学志望の商業科から主に普通科へのシフトである。

商業高校および高校商業科は岐路に立っている。商業科の科目にカタカナが増えたが，最近は学校名にまでカタカナが見られる。これは商業科の上り坂を求めての方策に違いない。カタカナ流行の是非は措くとして，大事なのは実質であろう。

このような見地から，与えられた論題（商業教育の原点）について，自分なりに史料等を調べ，その結果に基づいて本稿を執筆した。副題は筆者がつけた。

Ⅱ．商業教育の内容（科目）

Ⅱ－1．1673年フランス商事勅令に定められた商人の必須知識

1673年フランス商事勅令に次のような規定がある。

第１章（卸売及び小売を行う徒弟，商人）第４条　商店主志望者は，自己の従事しようとする商業に相応しい程度に，複式簿記及び単式簿記による帳簿及び記録に関して，為替手形，為替証書に関して，算術法に関して，オーヌ尺に関して，リーヴルとマールの重量に関して，商品の計測と品質に関して試問を受けなければならない。【岸悦三著『会計生成史–フランス商事王令会計規定研究–』同文舘，1975年，p.202参照。原典で確認し，岸訳にある訳洩れ等は補足し訂正した。】

もくじ

商業教育の原点 …… 1
簿記会計教育における生徒と教員の認識のギャップ …… 6
「逆向き設計」でカリキュラムの改善を！ …… 10
長崎県における商業教育の挑戦 …… 14
NHK高校講座『簿記』の見どころ …… 18
商業教育者へのメッセージ …… 22
連載 ワークショップデザイン　第３回 …… 24
日本簿記学会　日本商業教育学会 全国大会のご案内 …… 28

1673年フランス商事勅令は近代的な商法の先駆である。紹介した商事勅令の条文からは，簿記，為替（手形，証書），算術法，度量衡および商品知識が，商人（商店主）に必須とされたことが分かる。

Ⅱ−2．商法講習所（一橋大学の前身）における授業科目

商法講習所（明治８年〜17年）における明治12年（1879）の授業科目

《講理科》商業算術書，商業簿記法，英文習字・作文・会話，商律，経済書，商業歴史，商業地理書，電信暗号 etc.《実践科》銀行，保険会社，請売問屋，郵便局，郵船会社，小売店，問屋，製造所 etc.

このときの同所規則によれば，修業年限２年を４期に分けて，前半の２期は講理（主に原書の講義）のみ，第３期は半ば講理で半ば実践，第４期は実践のみを課す。この実践については，「諸商業実地取引及記簿ヲ活用シ，則チ紙幣銅貨ノ模型ヲ造リ之ヲ通貨ニ擬シ，諸商賈売買ニハ紙札ヲ以テ商品ニ擬シ之ヲ以テ商売交易ス，又商家社店ノ形状ヲ設ケ諸手形証書ノ適用ヲ主トシ，……」とある。要するに模擬取引等を行うのである。

上の講理科目のうち，戦後の一橋大学まで授業（学部の専門科目）の内容として存続したのは，簿記，商法，経済学と商業史である。なお，商業算術，商業地理は東京高等商業学校（明治35年〜大正９年）までである。

Ⅱ−3．初期の高等学校学習指導要領における商業科の科目

昭和22年（1947）通達（商業教科・科目）

必修：実務実習，商業経済，簿記会計，法規，工業及び資材，英語

選択：タイプライティング，速記，外国語，統計，家庭，普通研究，自由研究

昭和25年（1950）試案

商業経済，金融，経営，商品，簿記会計，法規，商業外国語，珠算及び商業計算，商業実践，貿易実務，文書実務，タイプライティング，統計調査，速記

昭和31年（1956）改訂

商業一般，商事，経営，経済，商業法規，商品，商業簿記，工業簿記，銀行簿記，会計，計算実務，文書実務，和文タイプライティング，英文タイプライティング，速記，商業英語，統計調査，商業美術，商業実践，貿易実務

この最後の昭和31年改訂の商業科目で，現在（平成21年改訂高等学校学習指導要領）まで内容的に続くとみてよい（と思われる）のは，次のとおりである。商業一般（現 ビジネス基礎），経済（ビジネス経済），商業法規（経済活動と法），商業簿記（簿記），工業簿記（原価計算），会計（財務会計Ⅰ），計算実務（ビジネス実務），商業英語（ビジネス実務）。

この結果は，上（Ⅱ-２）で述べた商法講習所時代から戦後の一橋大学まで存続した科目の話に通じるものがある。それは，簿記，商法，経済の存続力というか根強さである。中でも簿記は，フランス商事勅令（Ⅱ-１）まで遡れるので，根強さは抜群といえる。

Ⅲ．商業教育の機関（学校）

Ⅲ−1．明治初期の商業教育機関

文部省実業学務局編纂『実業教育五十年史』（実業教育五十周年記念会刊行，昭和９年）−本書の引用文には誤字・脱字があるので注意を要する−その他の資料によって，明治初期における商業教育の機関（学校）について，開設の時期，名称（設置者）を見てみる。

明治７年（1874）４月　銀行学局（大蔵省銀行課）

８年（1875）８月　商法講習所（私立／森有礼）〔備考：現在の一橋大学の基〕

11年（1878）１月　神戸商業講習所（兵庫県立）〔現在の兵庫県立神戸商業高校の基〕

〃　３月　三菱商業学校（三菱会社／岩崎弥太郎）

13年（1880）11月　大阪商業講習所（私立）〔現在の大阪市立大学の基〕

15年(1882)３月　横浜商法講習所（私立）〔現在の横浜市立大学の基〕

明治10年代には，この他にも次のような商業教育機関が設置されている。商業夜学校（明治10年，東京府立），岡山商法講習所（明治13年，県立），新潟商業学校（明治16年，私立），愛知県名古屋商業学校（明治17年，県立），赤間関商業講習所（明治17年，赤間関区内市街地二十二ヵ町連合立），長崎商業学校（明治18年，県立），京都府商業学校（明治19年，府立）。

Ⅲ－2．機関の名称と設置者

以上をもとに解説する。大蔵省の内部機関である銀行学局（明治７年）は別として，本格的な商業教育は商法講習所（明治８年８月）に始まった。この商法は商いの仕方という意味である。商法講習所の開設から２年半たって神戸商業講習所（明治11年１月）と三菱商業学校（同年３月）が開設された。これら三つの講習所と学校は，その後各地における商業教育機関の開設の契機となり，また参考にされた。このことは何よりも，機関の名称に見られる。上に挙げたところから分かるように，各地名に商法講習所，商業講習所又は商業学校を附して機関名としている（商業夜学校は例外）。

商法講習所は私立（森有礼）で発足したが，その後（明治８年11月）に東京会議所の管理となり，次いで東京府立（明治９年５月～明治17年３月）となる。三菱商業学校も私立（三菱会社／岩崎弥太郎）であったが，この学校は明治17年５月に廃校となる。神戸商業講習所は県立（兵庫県）で始まり，その後，農商務省（明治16年～）及び文部省（明治18年～）に移管されたが，やがて再び兵庫県立（明治19年１月～）となる。この他，日本各地に開設される商業教育機関は私立か県立（府立も）であり，この点でも，先行した上の三つの機関が参考にされたと思われる。

Ⅳ．商業教育の地位

Ⅳ－1．農業・工業・商業という順序

高校の商業教育（商業科）は，戦後の制度（学校教育法施行規則，高等学校設置基準等）では，普通教育を主とする普通科に対して，専門教育を主とする専門学科の中に位置する。

商業教育は，このように専門教育に属し，そのうちの職業教育には，農業，工業，商業，水産，家庭，看護などの学科がある。これら諸学科のうち，最初の３学科（農業，工業，商業）の順序に着目する。農・工・商という順序は，文部科学省の公式文書において一貫している。文部省における農業・工業・商業という学校又は学科の順序はいつ頃からか。これが知りたくて，明治期まで遡って調べてみた。

戦前，中等教育は普通教育と実業教育に分けられていた。この実業教育に関しては，前掲（Ⅲ－１）の『実業教育五十年史』によって，明治から大正期にかけての実業教育の歴史を知ることができる。以下に紹介する法令は，上に述べた関心に沿ったものであり，条文については他の文献（法令全書）によって内容を確認又は訂正してある。

Ⅳ－2．学制及び学校令等

○明治５年（1872）学制（太政官布告）（原文は旧漢字，漢数字，読点なし。下線－筆者）

中学（第29章～第37章）

第29章　中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ，分テ上下二等トス，二等ノ外工業学校，商業学校，通弁学校，農業学校，諸民学校アリ，此外廃人学校アルヘシ

第34章　農業学校ハ小学ヲ経テ農業ヲ治メントスルモノノ為ニ設ク

第36章　商業学校ハ商用ニ係ルコトヲ教フ，海内繁盛ノ地ニ就テ数所ヲ設ク

第37章　工業学校ハ諸工術ノコトヲ教フ

【筆者注】諸学校の順番が第29章と第34章以下で逆になっている。すなわち，通弁を除けば，工・商・農（29章）又は農・商・工（34章以

下）という順である。

○明治６年（1873）学制二編（文部省布達）

第 190 章　外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校，法学校理学校諸芸学校等ノ類，之ヲ汎称シテ専門学校ト云フ／（以下省略）

第 193 章　専門学校ヲ分ツ左ノ如シ，法学校，医学校，理学校，諸芸学校，鉱山学校，工業学校，農業学校，商業学校，獣医学校等コレナリ

【筆者注】第 198 章以下に各学校の規定があるが，その順番は次のように，第 193 章の列挙とは逆順である。外国語学校（198 章），獣医学校（199 章），商業学校（200 章），農業学校（201 章），工業学校（202 章），鉱山学校（203 章），……，法学校（207 章）

○明治 18 年（1885）改正教育令（太政官布告）

第２条　学校ハ小学校，中学校，大学校，師範学校，専門学校，其他各種ノ学校トス

第７条　専門学校ハ法科，理科，医科，文科，農業，商業，職工等各科ノ学業ヲ授クル所トス

○明治 32 年（1899）実業学校令（勅令）

第２条　実業学校ノ種類ハ工業学校，農業学校，商業学校，商船学校及実業補習学校トス／（以下省略）

○大正９年（1920）改正実業学校令（勅令）

第２条　実業学校ノ種類ハ工業学校，農業学校，商業学校，商船学校，水産学校其ノ他実業教育ヲ為ス学校及実業補習学校トス／（以下省略）

○昭和６年（1931）改正 中学校令施行規則（文部省令）

第 13 条　実業（学科目−筆者）ハ実業ニ関スル知識技能ヲ授ケ実際生活ヲ理解セシメ，職業ノ尊重スベキ所以ヲ知ラシメ，勤勉力行ノ気風ヲ養フヲ以テ要旨トス／実業ハ農業，工業若ハ商業ヲ課シ又ハ之ヲ適宜分合シテ授クベシ

○昭和 18 年（1943）中等学校令（勅令）

第２条　中等学校ヲ分チテ中学校，高等女学校及実業学校トス／中学校ニ於テハ男子ニ，高等女学校ニ於テハ女子ニ高等普通教育ヲ施シ，実業学校ニ於テハ実業教育ヲ施スモノトス／実業学校ノ種類ハ農業学校，工業学校，商業学校，商船学校，水産学校，拓殖学校其ノ他実業教育ヲ施ス学校トス

Ⅳ−３．順序不確定（明治・大正期）から順序確立（昭和期）へ

以上，明治から昭和戦中期までの調査から，農業・工業・商業という順序は昭和に入ってからであり，戦中期に確立したことが分かる。明治期から大正期まで，この３学科の順序は不確定であり，同じ法令の中で条文によって順序を入れ替えていた。立法者はこれらの順序に気を使っていたと見られる。この不確定な時期においても，商業の順序が最初に来ることはほとんど（明治６年学制二編第 200 章〜第 202 章の例以外）なかった。３学科の順序の冒頭は，工業か農業のいずれかであったといえる。昭和に入り戦中期に確立した農業・工業・商業という順序は，今日まで続いている。

昭和戦中期に，商という言葉は肩身が狭くなる。国家総動員体制の戦時下，商は「怪しからぬ」という変な空気がこの国に広がった。この影響は，戦況の悪化が進むと，大学の名称にまで及ぶ。（一橋大学の前身である）東京商科大学は東京産業大学（昭和 19 年９月〜 22 年３月）と改称させられた。

ところで，農業・工業・商業という順序は江戸期の身分制（士農工商）の名残であるという認識が，我われ商業教育関係者の間にあったのではなかろうか。このような認識は，上の調査に照らせば，正しくないとも，正しいともいえる。正しくないとは，明治〜大正期には３学科（農工商）の順序が不確定であったからであり，これは明治政府が身分制（士農工商）を廃止して四民平等を謳ったからに違いない。その一方で，正しいとは，昭和戦中期には商を蔑視する江戸の身分制意識が復活したが故に，農・工・商という順序が確立したと考えられるからである。江戸期は武家の支配，

昭和戦中期は軍部の支配で，ともに武断的である。

Ⅴ．むすび

Ⅴ-1．これまでのまとめ

商業教育の原点を探るべく，商業教育の内容（Ⅱ），商業教育の機関（Ⅲ）及び商業教育の地位（Ⅳ）について調べ，解説してきた。最後にまず，これまでのまとめとして，それぞれ結論として言えることを中心に簡潔に述べる。

商業教育の内容（科目）の原点を，１世紀以上の時代をへて現在（高等学校学習指導要領）まで変わらない内容（科目）とすれば，それは簿記と商法と経済であり，中でも簿記はその第一である。これは簿記が，二つの理由で抜群の教育科目であるからであろう。一つは，簿記には普遍性と不易性があるから，一つは，簿記は教育の基本である「読み，書き，そろばん」を満たすからである。

商業教育の機関の原点は，明治８年から同11年にかけて開設された商法講習所，三菱商業学校及び神戸商業講習所に求められる。これら三つの機関（の名称，設置者）を参考に，日本各地に商業教育機関が開設されていく。今日の大学や高校で，前身がこの当時の商業教育機関であるものも少なくない。これらのことは周知の事実に属するであろう。

商業教育の地位の原点について，現在の地位（農工商という順序）がいつ確立したかといえば，それは昭和の戦中期である。明治から大正期まで，商業教育の（農業，工業に対する）地位は不確定である。江戸時代の士農工商という身分制の意識が，軍部が支配的であった昭和戦前・戦中期に復活したと考えられる。

Ⅴ-2．産業構造と商業の地位

ところで，日本の産業全体に占める商業の割合（就業者数や生産高）が，昭和戦前から戦中期には農業・工業に比べて低かったというのであれば，この商の順序（農工商）はまだ説明がつくであろう。しかし，調べてみると，このような説明もできないと分かる。

就業者数の割合において戦前から，第１次産業（農業など）の低下傾向と，第２次産業（製造業など）及び第３次産業（卸売・小売業など）の上昇傾向は続いていた。昭和15年（1940）の時点で，就業者数の割合は，高い順に第１次，第３次，第２次の各産業であり，この順番は戦後の昭和25年の時点でも変わらない。これを見る限り，戦中期に商業（第３次産業）は最下位でなく，農業（第１次産業）と工業（第２次産業）の中間に位置していた。なお，生産高の割合では，昭和25年の時点で工業，商業，農業の順番であり，ここでも商業は中間である（前と後は上と逆だが）。

この延長で，今日における商業教育のあるべき地位を考えると，商業は工業及び農業の上位にあってよい。すなわち今日，就業者数及び生産高のいずれの割合でも，商業（第３次産業）が１位，工業（第２次産業）が２位，農業（第１次産業）が３位である。この順位（商工農）は，就業者数で昭和37年（1962）以来，生産高で平成４年（1992）以来である。

教科としての商業は，昭和戦前・戦中期から続く順位（農工商）から脱して，今日の産業構造に見合った（トレンドとしても安定している）地位を求めるべきである。たかが順番の話というなかれ。プライドがある限り，順番は気にするものである。商業教育のプライドを失ってはならない。

（完）